

任期付職員（育児休業代替職員）の募集について  
（訟務局民事訟務課・令和8年7月採用予定）

法務省訟務局では、以下の職員を募集しています。

1 採用形態

国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定に基づく訟務局民事訟務課職員の代替として勤務する任期付職員の募集を行います。

2 募集人員

1名

3 任用期間（予定）

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※ 育児休業の取得時期によって、任用期間が前後する可能性があります。  
また、任期更新の可能性があります。

4 対象者

高校卒業程度以上の学力を有する者

ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 勤務先

法務省訟務局民事訟務課（東京都千代田区霞が関一丁目1番1号）

6 勤務日・勤務時間

原則として、午前9時30分から午後6時15分まで（月曜日～金曜日。ただし、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

7 担当事務

訟務局民事訟務課の所管業務を担当する係員級の業務（所管業務に係る書類の作成及びデータの整理・管理等）

8 給与等

(1) 俸給・手当

「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき、相当の給与を決定します。

また、同法に基づき、地域手当、通勤手当、期末手当、超過勤務手当等を支給します。

なお、退職時に国家公務員退職手当法に基づき退職手当を支給します。

(2) 休暇等

人事院規則に基づき、各種有給及び無給休暇等が取得可能です。

(3) 健康保険・厚生年金保険

採用日から法務省共済組合に加入し、共済組合の短期給付及び長期給付が適用されます（健康保険及び厚生年金保険には加入しない。）。

(4) 雇用保険

採用日から国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給します（雇用保険には加入しない。）。

(5) 労災保険

採用日から国家公務員災害補償法が適用され、通勤災害等があれば災害補償費を支給します（労災保険には加入しない。）。

9 応募方法等

履歴書（写真貼付）及び職務経歴書（職務経歴を具体的に記載）を、下記14宛てに郵便により送付してください。

10 応募締切日

令和8年5月20日（水）

※ 応募者多数の場合は応募期間中であっても、応募受付を終了する場合があります。

11 選考方法

(1) 1次選考

書類選考（1次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。あわせて、提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却いたします。）

(2) 2次選考

面接選考（1次選考合格者に対して連絡の上、面接を実施します。）

12 面接予定日

書類選考を実施した後、随時、行います。

13 面接場所及び方法

原則として、法務省訟務局において対面にて実施予定です。

14 連絡先

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省訟務局訟務企画課庶務係 石澤 広隆

電話：03-3580-4111(内線5729)

メール：h-ishizawa7ee@moj.go.jp

15 その他

応募により取得した個人情報、本採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は、厳守します。